



知っていますか？こんな制度

障害者の皆さまのための制度があります。

●相談支援事業

障害者（児）の生活に関するさまざまな相談に対して、援助を行います。在宅サービスの利用援助や社会資源の紹介などの相談窓口です。

【委託相談支援事業所】

・有田圏域障害児者相談支援事業所
ゆい ☎52・7702

・有田地域生活支援センター
し ☎52・6161

●身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者・知的障害者の身近な問題について相談に応じるとともに、町などの関係機関と連携を図ることで、問題などの解決に協力していただきます。

●有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳に割引資格証明印を受けた手帳を提示することで、通行料金が割引されます。

ETCを利用する場合は、ETC車載器とETCカードを事前に登録する必要があります。

●NHK放送受信料の割引

障害者のいる世帯では、町民税の課税状況や障害の程度により、全額免除または半額免除になる場合があります。

●福祉タクシー利用券

町内在住の重度障害者に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的に、福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付しています。これにより、タクシーの基本料金相当額を助成します。

●身体障害者自動車運転訓練助成

身体障害者が自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成し、就労など社会活動への参加を促します。

●身体障害者自動車改造費助成

重度身体障害者が就労などに伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成することで、重度身体障害者の社会復帰を促します。

TOPIC

有田川町にはこんな団体があります！

一緒に活動しませんか？

●有田川町障害児者父母の会

障害児者をもつ父母とその障害児者で構成されています。

この会は、会員相互の情報交換の場であるとともに、障害児者の福祉増進を図っています。主な活動は「ふれあいキャンプ」「療育事業（1泊2日や日帰りの旅行）」、和歌山県主催の「親子のつどい」などがあります。

●有田川町身体障害者福祉連盟

身体障害者と、この団体の活動に賛同する人から構成されています。身体障害者の住みよい社会をつくり、身体障害者の福祉増進を図ります。

主な活動に、歩行訓練があります。

障害者支援・制度などに関するお問い合わせは、金屋庁舎やすぎ福祉課まで。